

京都地裁判決（平成 25 年 10 月 7 日）要旨

... 3 度の示威活動および映像公開行為はいずれも、児童や教職員を畏怖させ、通常の授業を困難にし、学校を世間の好奇の目にさらし、学校で平穏な教育事業を行う環境を損なった。原告の学校法人としての業務を妨害するもので、それに伴って行われた発言は原告の名誉を損ない、不法行為に該当する。...略...

賠償すべき損害はスピーカー損壊などの経済的損害のみならず、業務妨害と名誉棄損で生じた無形損害全般に及ぶ。人種差別となる行為が損害を発生させている場合、裁判所は条約上の責務に基づき賠償額の認定を行うべきだと解される。

無形損害に対する賠償額は 1 回目の示威活動及び映像公開行為から生じたものが 550 万円、2 回目と 3 回目で生じたものが各 330 万円と評価するのが相当である。

大阪高裁判決（平成 26 年 7 月 8 日）主文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

	地裁判決（平成 25 年 10 月 7 日）	高裁判決（平成 26 年 7 月 8 日）
国際規約の適合義務	...わが国の裁判所は、 <u>人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する義務を負うもの...</u> （第 3-4）	... <u>人種差別撤廃条約は...公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち...私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の关系到適用又は類推適用されるものでもないから...その趣旨は、民法 709 条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものと解する。</u> （第 3-4）
賠償額の考え方	... <u>人種差別行為による無形損害が生じた場合、人種差別撤廃条約 2 条 1 項、6 条により、加害者に対し支払いを命ずる賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならない。</u> （第 3-6）	... <u>損害賠償制度は、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。...被害者に実際に生じた額に加え制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎づけることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。</u> 第 3-6）
示威活動の公益性の有無	本件活動における上記 2 ないし 4 の名誉棄損表現が専ら公益を図る目的でされたのかといえ、そう認定することは非常に困難である。 本件示威活動は、... <u>実力行使を伴うものであり、示威活動では街宣車を伴うという威圧的な態様によっておこなわれたものである。公益を図る表現行為が実力行使を伴う威圧的なものであることは通常はあり得ない。</u> （第 4-6-(3)）	... <u>本件発言の主眼は、本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、我が国社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を声高に主張することにあつたと言ふべきであり...会員その他不特定多数の者に対して示威活動への参加を呼び掛けていたことなども勘案すると...目的が専ら公益を図るものであつたとは到底認め難いし、またそれらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を越えていることも明らかである。</u> （第 4-6-(3)）
応酬的言論の法理による免責の有無	しかし被告らは、招かれてもいないのに本件学校に近づき、原告の業務を妨害し、原告の名誉を貶める違法行為を行ったものである。被告らの違法行為に反発した本件学校関係者が被告らに敵対的な態度や発言をしたことは否定できないが、被告らは、 <u>自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎないから、上記法理によって免責される余地はない。</u> （第 4-7）	... <u>あえて相手を挑発し...被控訴人の関係者や警察官に対する発言であっても、在日朝鮮人をあざけり、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存する事を否定する内容であり...被控訴人に向けられたものであって...被控訴人を対象としたものということができし...被控訴人に対する人種差別の目的を主眼とするものであり、控訴人らが自らの正当な利益を擁護するため止むを得ず被控訴人の名誉を棄損する発言をしたと見ることはできない。応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない。</u> （第 4-7）